

東京都農林・漁業振興対策審議会条例（昭和 31 年東京都条例第 97 号）  
第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 4 年 1 月 26 日

東京都知事 小池 百合子

## 記

### 1 諮問事項

都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開

### 2 諮問理由

東京の農業・農地は、新鮮で安全安心な農産物を都民に提供するとともに、環境保全や防災などの多面的機能を有しており、都市に潤いと安らぎをもたらす都民の貴重な財産である。

これまで東京都は、大消費地の特性を活かした農業を推進するとともに、農業・農地による豊かな都民生活と快適な都市環境への貢献などを進めてきた。しかしながら、農業の基盤である農地は、相続などを契機に日々減少を続けている。

このような中、世界的な新型感染症の拡大による新しい生活様式の浸透や、SDGs と気候変動に対応した環境に配慮する持続可能な生産活動の推進、緑豊かな東京を支える農地の保全活用、ボランティアや副業農業など多様な農的利用のニーズの高まりなどを見据え、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる機能の発揮が求められている。

さらに、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借が進行する中、これまでに実施してきた政策を主軸としつつ、新たな視点による力強い農業を振興していくため、次の点を中心に見直しを行う。多様な担い手の確保・育成と女性活躍、半農半 X や農福連携など、より幅広い者による農業・農地の多面的機能の発揮、新しい流通形態と販路多角化・ブランド化に伴う農ビジネスの支援、スマート農業・DX・ICT の導入推進による生産性の向上と持続的発展の両立など、都が展開すべき東京農業の振興施策の方向について諮問する。